

登園停止の感染症及び登園許可証明書について

登園停止の感染症にり患後、登園を再開するにあたり、登園許可証明書が必要となります。登園許可証明書を発行する対象疾患は川崎市医師会で下記の通り統一されています。登園許可証明書の発行にかかる費用は保護者の方のご負担となります。り患した時期が年末年始などの場合でも、集団生活の場であることから、登園時に登園許可証明書の持参は必要となります。

病名		登園停止期間
1	インフルエンザ (様疾患)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで ※インフルエンザに関しては、暫定的に登園許可証明書は不要となっております。
2	百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正は抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹(はしか)	解熱後3日、せき、発しんが軽快するまで
4	風しん (三日はしか)	発しんが消退するまで
5	水痘・带状疱疹 (水ぼうそう)	全発しんが痂痂化するまで
6	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の充血、異物感が消失するまで
9	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
10	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで

※ その他の感染症疾患においても登園を控えていただく場合があります。

【出席停止期間の算定】

インフルエンザ
り患時の登園
停止期間に
ついて

発症後（発熱の症状が現れた日の翌日が1日目）5日を経過し、かつ解熱後（解熱した日の翌日が1日目）3日を経過するまで登園停止となります。

		●発熱 △解熱日 ○解熱後										
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
解熱に 要した 期間	2日間	●	●	△	○	○	○	登園可能				
	3日間	●	●	●	△	○	○	○	登園可能			
	4日間	●	●	●	●	△	○	○	○	登園可能		
	5日間	●	●	●	●	●	△	○	○	○	登園可能	
	6日間	●	●	●	●	●	●	△	○	○	○	登園可能

- ・「発症当日」は発熱の症状が現れた日で、発症当日の翌日から「発症後1日目」と数えます。
- ・「解熱日」は解熱した日で、解熱日の翌日から「解熱日1日目」と数えます。
- ・1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。
- ・太枠内は登園停止期間となります。

新型コロナウ
イルス感染症
り患時の登園
停止期間につ
いて

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで登園停止となります。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症当日	発熱や呼吸器症状など				症状軽快	症状軽快後 1日目	登園可能	
発症当日	発熱や呼吸器症状など				症状軽快	症状軽快後 1日目	登園可能	

- ・無症状の感染者の場合は、「検体採取日を0日目として、5日を経過するまで」とします。
- ・児童の同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった（検査中を含む）としても、本人に発熱などの症状が見られない場合は登園可能ですが、児童の健康管理に留意ください。